

令和 7 年11月28日

記 者 発 表 配 付 資 料

- 令和 7 年12月 高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和 7 年12月 高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和 7 年12月 高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和 7 年度12月補正予算（案）の概要

令和7年12月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 31件

令和7年度補正予算	-----	12件
条例その他議案	-----	18件
報告議案	-----	1件

1 令和7年度補正予算 ----- 12件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	2,617,603千円	480,246,148千円
特別会計	1,440,755千円	288,021,752千円
企業会計	224,129千円	25,847,569千円

2 条例その他議案 ----- 18件

条例議案	-----	13件
その他議案	-----	5件

3 報告議案 ----- 1件

専決処分報告 ----- 1件

令和 7 年 12 月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和 7 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和 7 年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和 7 年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 4 号 令和 7 年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 5 号 令和 7 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 6 号 令和 7 年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 7 号 令和 7 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 8 号 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第 9 号 令和 7 年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 10 号 令和 7 年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 11 号 令和 7 年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 12 号 令和 7 年度高知県病院事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 13 号 高知県職員の修学部分休業に関する条例議案
- 第 14 号 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案
- 第 15 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 16 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 17 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 18 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 19 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 20 号 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 21 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
- 第 22 号 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 23 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 24 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 25 号 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案
- 第 26 号 令和 8 年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

- 第 27 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 28 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 29 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 30 号 県営住宅日高団地 1 号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案

○ 報 告

報 第 1 号 公平委員会の事務の受託の専決処分報告

令和7年12月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 13 号 高知県職員の修学部分休業に関する条例議案

(行政管理課)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、大学等における修学のため職員が勤務時間の一部について勤務しないことができる修学部分休業の制度を設けることとするとともに、修学部分休業に関し必要な事項を定めようとするもの

第 14 号 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例議案

(行政管理課)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、国家公務員と同様に、職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動に参加することを可能とする自己啓発等休業の制度を設けることとし、当該休業に関し必要な事項を定めようとするもの

第 15 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするもの

第 16 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、県立病院課、教職員・福利課、警務課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の改定等をしようとするもの

第 17 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案

(行政管理課、教職員・福利課、警務課)

国家公務員と同様に、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として定める期間ごとの期間につき既定の勤務時間となるように、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度を設けることとし、当該制度に関し必要な事項を定めようとするもの

第 18 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(市町村振興課、薬務衛生課)

政党助成法（平成6年法律第5号）の一部改正により、政党の支部から提出された支部報告書及び支部総括文書並びに監査意見書（以下「都道府県提出文書」という。）の写しの交付を請求することができるようになることを考慮し、当該都道府県提出文書の写しの交付の事務に係る手数料を新たに徴収するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をしようとするもの

第 19 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(障害福祉課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）が一部改正され、各施設等における保育士の配置基準について認定地方公共団体の区域内にある各施設等にあつては保育士又は地域限定保育士を置くこととされたこと等を考慮し、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の引用規定の整理をするとともに、乳児院等に配置される職員の任用要件が見直されたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）の引用規定の整理をしようとするもの

第 20 号 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

(子ども家庭課)

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）が一部改正され、一時保護施設における保育士の配置基準について認定地方公共団体の区域内にある一時保護施設にあっては保育士又は地域限定保育士を置くこととされたこと等を考慮し、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の引用規定の整理をするとともに、一時保護施設に配置される職員の任用要件が見直されたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）の引用規定の整理をしようとするもの

第 21 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

(公園上下水道課)

春野総合運動公園に新たな屋内運動場を設置し県民の利用に供することに伴い、その利用料金の上限額を定める等必要な改正をしようとするもの

第 22 号 公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校のエデュケーション職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案

(教職員・福利課)

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨等に沿って、教職調整額の基準となる額及び管理職手当の支給対象である教育職員に係る給料表備考加算を引き上げる等必要な改正をするとともに、義務教育等教員特別手当についてその上限額を校務類型に応じて定め、併せて多学年学級担当手当を廃止しようとするもの

第 23 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

(幼保支援課)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

内 閣 府

（平成26年文部科学省令第1号）が一部改正されたことを考慮し、幼保連携型認定こども

厚生労働省

園の運営に関する基準について必要な改正をしようとするもの

第 24 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案

(警務課)

高知県室戸警察署について、新築に伴う位置の変更をしようとするもの

第 25 号 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例議案

(公園上下水道課)

高知県立室戸体育館を室戸市に無償譲渡することに伴い、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止しようとするもの

第 26 号 令和8年度当せん金付証票の発売総額に関する議案

(財政課)

令和8年度において、全国自治宝くじ及び西日本宝くじの共同発売に本県も参加するため、この発売総額について、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 27 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案

(地域福祉政策課)

高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立ふくし交流プラザ
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市朝倉戊375番地 1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- (3) 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第 28 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案

(スポーツ課)

高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
高知県立障害者スポーツセンター
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市朝倉戊375番地1
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
- (3) 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第 29 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案

(漁港漁場課)

宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 施設の名称
宇佐漁港プレジャーボート等保管施設
- (2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市本町一丁目6番21号
高知県漁業協同組合
- (3) 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第 30 号 県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事請負契約の締結に関する議案

(住宅課)

県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
県営住宅日高団地1号棟全面的改善建築主体工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
490,776,000円
- (4) 契約の相手方
高知市九反田5番8号
新進・田中特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
令和8年10月9日

報第 1 号 公平委員会の事務の受託の専決処分報告

(市町村振興課)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき須崎斎場運営一部事務組合の公平委員会の事務を受託することについて、同組合の設置された令和7年10月24日に専決処分を行ったもの

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例 及び 高知県職員の修学部分休業に関する条例の新設について

R7.12 議会
行政管理課

概要

- 地方公務員法の規定に基づき、大学等における修学や国際貢献活動のために一定の期間内で休業することを認める制度を導入し、職員の主体的な学びを通したキャリア形成を支援するもの
- 職員にリスキリングや国際協力の機会を提供する柔軟な仕組みづくりを行うほか、魅力ある職場環境づくりに取り組むことで、人材確保や離職防止につなげる

1. 自己啓発等休業

(1) 制度の対象

大学等の課程の履修又は国際貢献活動

(2) 取得期間

大学等への修学 : 2年を超えない範囲内
国際貢献活動 : 3年を超えない範囲内

(3) 取得単位

連続する期間で、日単位

(4) 給与

支給しない

(5) 退職手当

在職期間から除算

取得事例

- 大学で公共政策分野について学ぶため、社会人入学で2年間の課程を履修
- 開発途上国での課題解決に貢献するJICA海外協力隊の活動に2年半従事

2. 修学部分休業

(1) 制度の対象

大学等における修学

(2) 取得期間

2年の期間内

(3) 取得単位

1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分単位

(4) 給与

勤務しない1時間につき勤務時間1時間当たりの給与額を減額

(5) 退職手当

影響しない

取得事例

- 大学院の研究科において農業分野について学ぶカリキュラムを履修(週に1、2回、2年間で100日程度の授業に出席等)

3. 施行期日

令和8年4月1日（申請手続については規則で定める日から可能とする。）

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について

R7.12 議会
行政管理課

第1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の支給月数を、一般職の例により改定しようとするもの

第2 対象条例

- (1) 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (2) 知事等の給与、旅費等に関する条例

第3 主な改正内容

- ・ 期末手当に係る年間支給月数の引上げ
- ・ 一般職の職員の期末・勤勉手当の引上げ割合に応じた改定
- ・ 年間支給月数を0.05月分引上げ（3.30月 ⇒ 3.35月）

改定後の一般職の支給月数
(4.50月)

現行の支給月数 × $\frac{\text{改定後の一般職の支給月数}}{\text{改定前の一般職の支給月数}}$ = 3.35月

改定前の一般職の支給月数
(4.45月)

区 分		6 月 期	12 月 期	合 計
現 行		1.650月	1.650月	3.300月
改正後	令和 7 年度	1.650月	<u>1.700月</u>	<u>3.350月</u>
	令和 8 年度	<u>1.675月</u>	<u>1.675月</u>	<u>3.350月</u>

第4 施行期日等

公布の日から施行し、令和 7 年12月期の期末手当に係るものは、令和 7 年12月 1 日から適用する。
ただし、令和 8 年度以降の期末手当に係るものは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

第1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に支給する諸手当の改定等について必要な改正をするもの

第2 対象条例

職員の給与に関する条例、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第37号）

第3 主な改正内容

1 給料表

- ・ 初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定（平均3.26%引上げ）

2 初任給調整手当等

- ア 医師等の支給月額（限度額）を国に準じて引上げ（416,600円 ⇒ 417,600円）
- イ 定年前再任用短時間勤務職員等への地域手当の支給

3 期末手当及び勤勉手当

- ・ 一般職員の年間支給月数を4.50月に引上げ（+0.05月）

区 分		6月期	12月期	合 計
現 行	期末手当	1.250月	1.250月	2.500月
	勤勉手当	0.975月	0.975月	1.950月
	計	2.225月	2.225月	4.450月
改 正 後	令和7年度	期末手当	1.250月	2.525月
		勤勉手当	0.975月	1.975月
		計	2.225月	4.500月
	令和8年度	期末手当	1.262月	2.525月
		勤勉手当	0.988月	1.975月
		計	2.250月	4.500月

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員 2.325月 ⇒ 2.375月（+0.05月）
- ・ 特定任期付職員 3.570月 ⇒ 3.610月（+0.04月）
- ・ 任期付研究員 3.370月 ⇒ 3.410月（+0.04月）

4 通勤手当の改定等

- ア 自動車等を使用することを常例とする職員の通勤手当の支給限度額の引上げ（36,800円以内 ⇒ 42,300円以内）
- イ 新たに追加する距離区分に係るアの額の改定（42,300円以内 ⇒ 66,400円以内）
- ウ 駐車場等の利用に対する通勤手当の新設（1月5,000円以内）

5 宿日直手当の改定等

- ・ 国家公務員の改定に準じて改定

6 特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件の見直し

- ・ 新規採用職員に対して支給要件を満たした場合に手当を支給

第4 施行期日等

公布の日から施行し、第3の1、4のア、5及び6は令和7年4月1日から、第3の3の令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和7年12月1日から適用する。

第3の2、第3の3の令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るもの、第3の4のイ及びウは、令和8年4月1日から施行する。

概要

- ① フレックスタイム制の導入により、職員のより柔軟な働き方を可能とし、職員一人一人の能力を発揮できる環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上のほか、公務能率の向上や希望・事情に応じた働き方をより一層可能とすることで多様な人材確保につなげる。
- ② 職員は、1 週間あたりの勤務時間を38時間45分となるよう各日の勤務時間を割り振ることができることとし、合わせて、1 週間に 1 日を限度として週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定することで、実質的な週休 3 日を可能とする。

制度内容

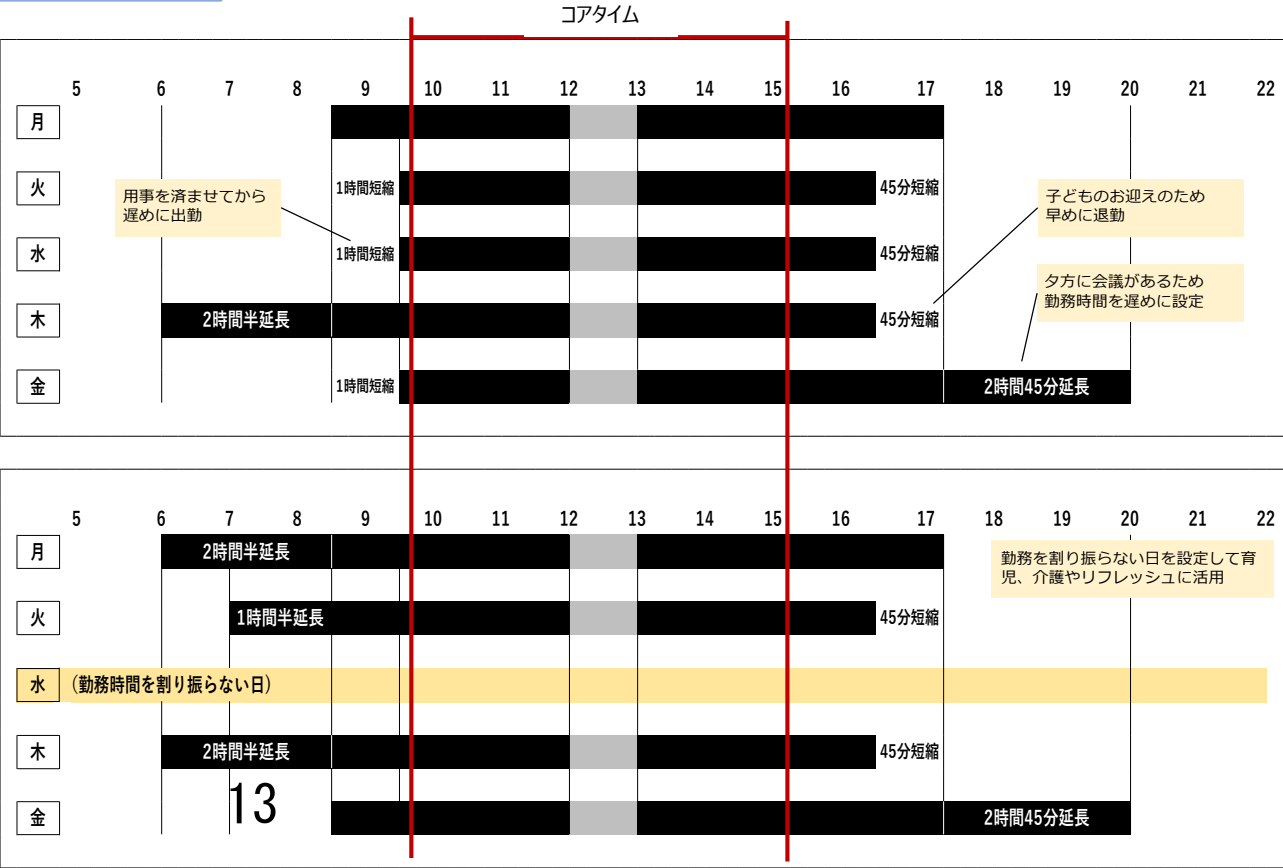
※育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む）、会計年度任用職員及び変則勤務等の業務の性質上特定の時間に勤務することを要する職員は除く

	①育児または介護を行う職員（※）	②全職員（※）
取得期間	1 ～ 4 週間	4 週間
勤務対象時間	5 時～22 時	
最短勤務時間数	4 時間	
コアタイム	10 時～15 時	
休憩時間	原則12 時～13 時	
勤務しない日の設定	1 週間に 1 日を限度として、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設定することができる	
申告単位	15 分	

施行日

①令和 8 年 4 月 1 日 ②令和 9 年 4 月 1 日

活用事例



高知県手数料徴収条例の一部改正について

概 要

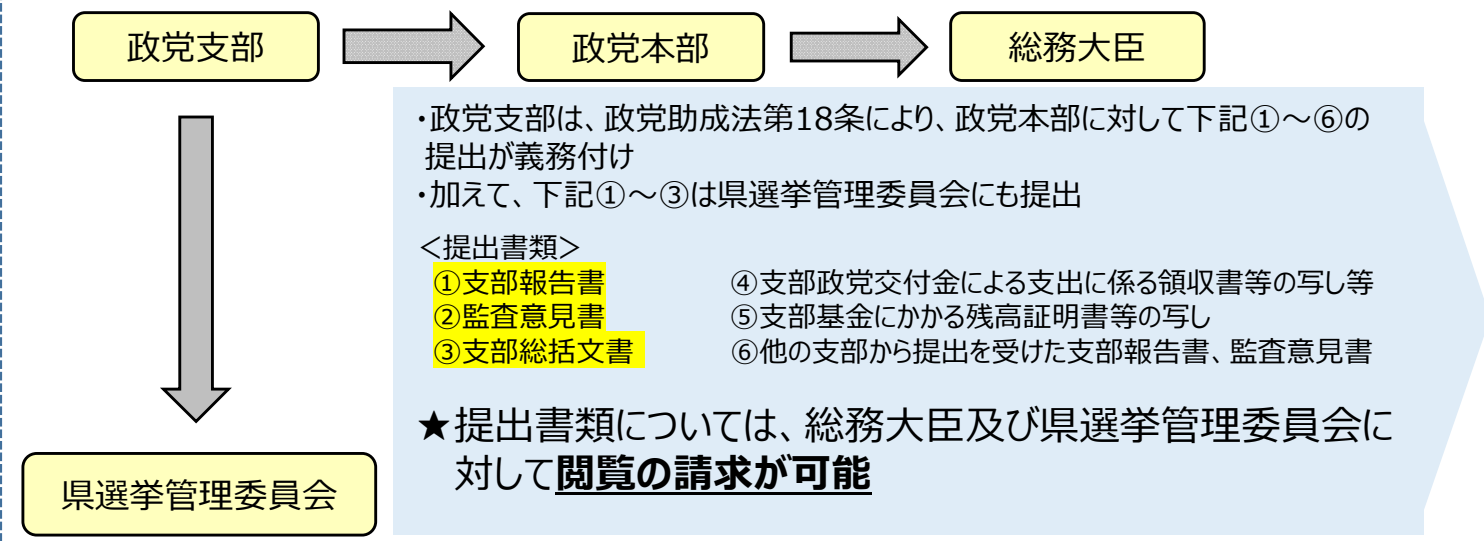
政党助成法の改正により、政党交付金関係報告書（支部報告書等）の写しの交付請求が可能になったことに伴い、写しを交付する際の手数料を定めるもの

【法改正の内容】

<背景>

・令和5年から6年にかけて、政治資金パーティー収入の不記載問題が大きく取り上げられたことを契機に、政治団体による収支報告の適正確保及び透明性の向上を図るため、政治資金規正法をはじめとした法改正がされたところ、本改正についても当該改正の一環として行われたもの。

<制度概要>



<改正点>

【現行】
提出書類については閲覧の請求が可能



【改正後】
閲覧の請求に加え、写しの交付請求も可能

条例改正の内容

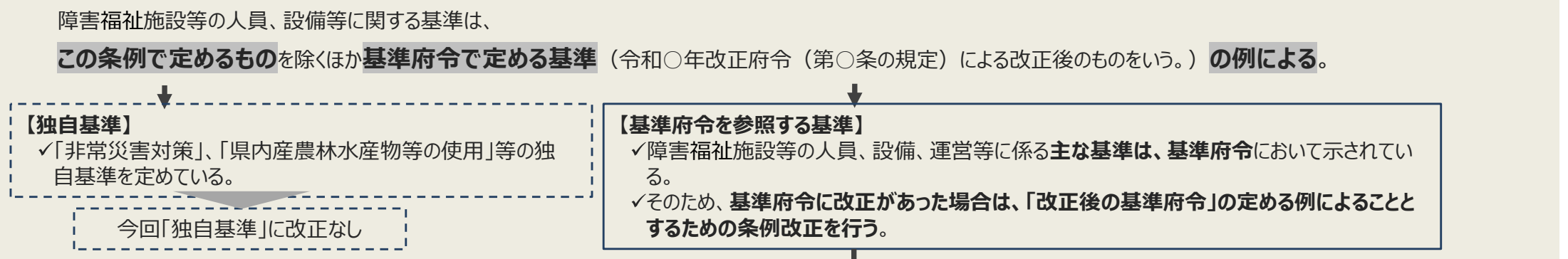
政党交付金関係書類の写しを交付する際に、該当書類の写し1枚につき10円の手数料を徴収する内容を追加

※金額(10円)については、国基準に準じた額
※施行日は法施行にあわせた期日
※本改正にあわせて、写しの交付請求が可能となるよう「高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程」を改正

概要

✓ 標記の基準条例が規定している人員、設備、運営等の基準について参照している国の基準府令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 参考（基準府令を踏まえて制定している基準条例の構造）



2 条例改正の概要（基準府令の改正ポイント）

主な改正	改正内容	改正理由
①職員による虐待に関する規定の整備	■職員による入所中の児童に対する虐待を禁止する引用規定の項ずれに対応	■児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴う所要の整備
②児童福祉施設等のこどもの健康管理	■乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとし、保育所等の長等は、健康診査の結果を把握しなければならないこととする	■一定程度の保育所等において0～2歳児に係る乳幼児健康診査の結果をこどもの健康状態の確認に活用しているところ、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断と重複する場合には、当該健康診断を行わないことができることとし、円滑な健康管理の実施につなげる
③職員の任用要件の追加	■乳児院等に配置される職員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する者を追加 ■児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に「精神保健福祉士」の資格を有する者を追加	■乳児院等に配置される職員は、虐待を受けた児童等への指導や心理的ケア等を担うことから、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する者を任用要件に追加することで、その資質の向上及び専門性の確保につなげる ■児童自立支援専門員等は、状況に応じた適切なアセスメントや生活環境の調整等を行うソーシャルワークが必要とされていることから、こうしたソーシャルワークについて高い専門性を有している「精神保健福祉士」の資格を有する者を任用要件に追加する

3 改正条例の施行期日

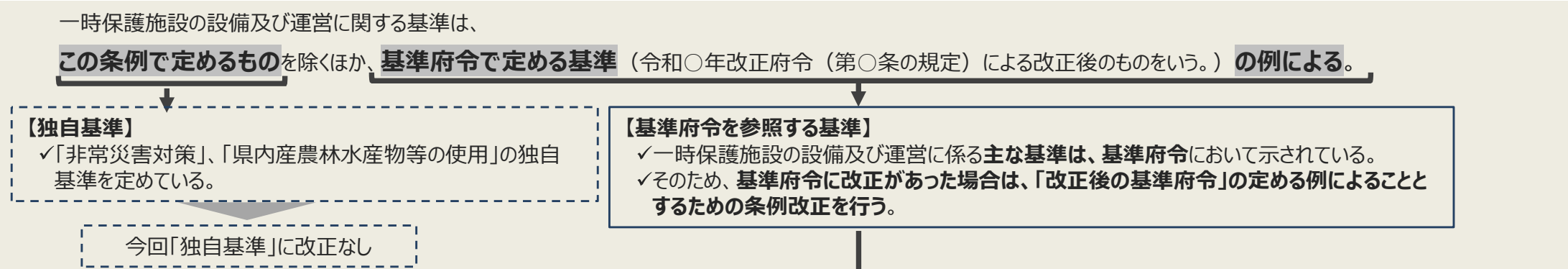
①②に係る改正：公布の日 ③に係る改正：令和8年3月1日

15

「高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

概要 ✓ 標記の基準条例が規定している設備及び運営の基準について参照している国の基準府令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 参考（基準府令を踏まえて制定している基準条例の構造）



2 条例改正の概要（基準府令の改正内容）

基準府令の施行期日：①令和 7 年 10 月 1 日 ②令和 8 年 3 月 1 日

主な改正	改正内容	改正理由
①職員による虐待に関する規定の整備	【改正後】 ■職員による入所中の児童に対する虐待を禁止する引用規定の項ずれに対応	児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴う所要の整備
②職員の任用要件の追加	【改正後】 ■一時保護施設に配置される児童指導員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する者を追加	一時保護施設に配置される児童指導員は、虐待を受けた児童等への指導や心理的ケア等を担うことから、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する者を任用要件に追加することで、その資質の向上及び専門性の確保につなげる

3 改正条例の施行期日

①に係る改正：公布の日 ②に係る改正：令和 8 年 3 月 1 日

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案について

1 改正概要

春野総合運動公園に新設する屋内運動場（以下、第2屋内運動場）について、令和8年2月1日から供用開始するため、施設の名称改正及び利用料を設定するもの。

2 施設概要

構造	延床面積	事業費	用途
鉄骨造 (骨組膜構造)	1,766 m ²	484,800 千円	ブルペン/広場 テニスコート

3 改正内容

(1) 施設の名称を次のように改正を行う。

旧	屋内運動場	—
新	第1屋内運動場	第2屋内運動場

(2) 第2屋内運動場は、プロ野球のキャンプ時にはブルペンとして使用し、それ以外は、テニスコート及び広場として使用でき、それぞれ以下のとおり利用料等を設定する。



ア 施設の利用料の算定

第1屋内運動場（平成3年2月供用開始）の利用料の算定方法と同じとする。

1日あたり利用料＝（ア）償却費＋（イ）想定修繕費）／365＊1/5

（ア）償却費 ※財務省令：減価償却資産の耐用年数等に関する省令

構造	償却期間	乗率
鉄骨造	34 年	0.059

【年間償却費】484,800 千円＊0.059＝28,603 千円/年

（イ）想定修繕費 ※国土交通省大臣官房官庁営繕部：各所修繕費要求単価

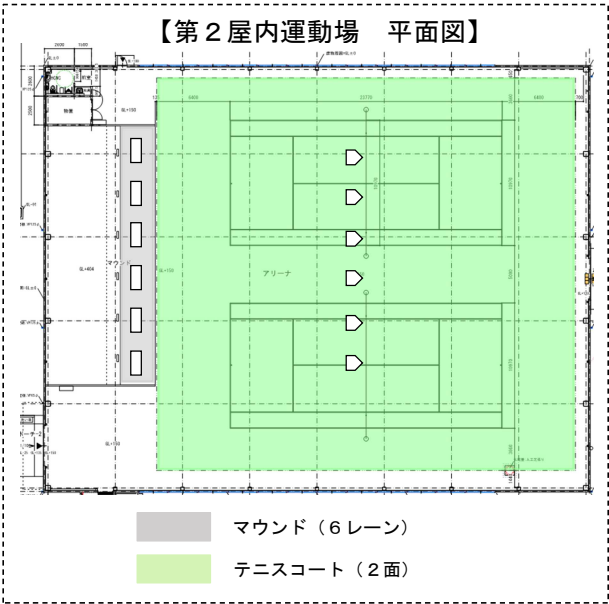
年数	面積 6,000 m ² 未満
34 年	55,035 千円

【年間想定修繕費】55,035 千円/34 年＝1,619 千円/年

（ウ）1日あたり利用料

（アマチュアスポーツ その他の者 全日）

（（ア）＋（イ））/365 日＊1/5＝16,500 円/日



(エ) 利用料

①ブルペン/広場（全面）

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料 (1 時間につき)
アマチュア スポーツ	児童・生徒	全面	4,130	4,950	8,250	1,460
	その他の者		8,250	9,900	16,500	2,910
アマチュアスポーツ以外のもの				41,250	49,500	82,500

【参考】第1屋内運動場(延床面積 3,624 m²)の利用料

(アマチュアスポーツ、その他の者、全日) 30,630 円 ※税抜

②テニスコート（1面）

ブルペン/広場（全面）の全日（8.5時間）の基本利用料を1時間あたりで割り戻し算定
 16,500 円/8.5h/2面 ÷ 970 円

区分	単位	利用料 (円/h・税抜)
児童・生徒	1面	490
その他の者	1面	970

【参考】春野総合運動公園 屋外テニスコート

児童・生徒：250 円、その他の者：510 円 ※税抜

【参考】愛媛県総合運動公園

屋根付きテニスコート1面：1,060 円 ※照明代含、税込

イ 照明設備利用料の算定

春野総合運動公園の運動広場Dの照明設備（令和4年4月供用開始）の利用の算定方法と同じとする。

(ア) 施設の照明内訳と消費電力

テニスコート2面分（全面点灯） 276.2w/台 × 55 台 = 15.2kw

(イ) 時間あたりの電気料金 計算式

- ・四国電力の電気料金は、1時間あたり1kwにつき25.47 円（夏期：7～9月は26.65 円）
- ・照明の消費電力（kw）と電気料金をかけて1時間あたりの電気使用料を算定（全面点灯）
 （夏期以外）15.2kw × 25.47 円/h = 387.14 円/h
 （夏期）15.2kw × 26.65 円/h = 405.08 円/h

(ウ) テニスコート1面分の1時間あたり照明設備利用料

(夏期以外使用料 × 9 箇月 + 夏期使用料 × 3 箇月) / 12 月 / 2 面

(387.14 円/h × 9 箇月 + 405.08 円/h × 3 箇月) / 12 月 / 2 面 = 195.81 円/h ÷ 200 円/h

区分			単位	利用料 (円・税抜)
照明設備	第2屋内運動場	テニスコート2面分 (全面点灯)	1時間	400
		テニスコート1面分 (半面点灯)		200

【参考】春野総合運動公園 ※税抜

テニスコート照明 1面1時間：520 円

第1屋内運動場 全面1時間：1,200 円

「公立学校職員給与条例」及び「教育職員給与等特別措置条例」の一部改正について

学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善等を一体的・総合的に進めるための給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等の一部改正を踏まえ、手当等の改正を行うもの。

1 学校職員給与条例改正

① 多学年学級担当手当の廃止

【対象】
小・中学校、義務教育学校の
多学年学級を担当する職員

【内容】
350円以内/日

→

廃止

※②の学級担任加算を踏まえたもの

② 義務教育等教員特別手当の改定

【対象】
小・中学校、義務教育学校、
高等学校、特別支援学校の
教育職員

【内容】
8,000円以内/月
※職務の級・号給に応じた額

→

【対象】
(改正なし)

【内容】
校務類型に応じて支給
学級担任：8,600円以内/月
※特別支援学校・特別支援学級除く
それ以外：5,600円以内/月
※職務の級・号給に応じた額

(補足)
✓ 教職調整額の改善及び学級担任加算
等を踏まえ、支給される水準を1/3縮
減（本給の1.5%→1.0%）

学級担任加算（3,000円）

③ 別表加算の改定

【対象】
副校長、教頭

【内容】
小・中学
7,500円/月

高校・特支
7,700円/月

→

【対象】
校長、副校長、教頭

【内容】
小・中学
副校長、教頭：11,500円/月
校長：4,000円/月
高校・特支
副校長、教頭：11,500円/月
校長：3,800円/月

(補足)
✓ 給料表の額に加算するもの
✓ 教職調整額の支給対象外の管理職へ
の支給

2 教育職員給与等特別措置条例改正

教職調整額の支給割合の変更

【対象】
教育職員（校長、副校長及び教
頭を除く。）

【内容】
給料の月額4%に相当する額

↓

【対象】
教育職員（校長、副校長及び教
頭並びに指導改善研修被認定
者※を除く。）
※指導が不適切であると認定された教諭
等

【内容】
給料の月額の10%に相当する額
※R13年まで1%ずつ段階的引上げ

R8年	5%
R9年	6%
R10年	7%
R11年	8%
R12年	9%

3 施行日等

令和8年1月1日（1①は、12月実績分の支給あり）

概要 ✓ 県の基準条例が規定している設備、運営等の基準について参照している国の基準省令が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 改正の背景

- ✓ 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通い、こどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、児童福祉法等の一部が改正され、虐待対応の強化が図られた。当該法改正の施行に伴い、幼保連携型認定こども園基準府省令において職員による虐待等の禁止に関する規定が整備された。
- ※ 児童福祉施設基準省令の規定の準用
幼保連携型認定こども園基準府省令第13条：幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設基準省令の規定を読み替えて準用する。
→当該準用する規定から虐待等の禁止に係る規定が除外され、新たに幼保連携型認定こども園基準府省令第 3 条の 2 に虐待等の禁止の規定が整備された。

2 条例改正の概要

新	旧
（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準） 第 6 条 法第13条第 1 項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準） 第 6 条 法第13条第 1 項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
（ 3 ） 法第13条第 2 項第 3 号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第 8 条の 2、第14条第 1 項（第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第 1 条第 1 項第 3 号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準	（ 3 ） 法第13条第 2 項第 3 号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第 1 項（第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第 1 条第 1 項第 3 号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
<u>（虐待等の禁止）</u> 第 8 条の 2 職員は、園児に対し、法第27条の 2 第 1 項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	

3 施行期日

公布の日

20

令和7年度 12月補正予算（案）の概要



令和7年11月
高知県総務部財政課

目指すべき高知県像の実現に向け、必要な施策を着実に実施するための予算を計上

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| ① 春野総合運動公園に新設する屋内運動場について、R8.2月から利用開始 | 3,794千円
債務負担行為額
24,912千円 |
| ② 高知港や宿毛湾港に寄港するクルーズ船を受け入れ | 債務負担行為額
228,291千円 |
| ③ 消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保に向け、運航業務等を委託 | 債務負担行為額
3,254,378千円 |

その他

- | | |
|--|---------------------|
| ○ 人件費の補正（人事委員会勧告の反映等） | 2,035,513千円 |
| ○ 本県の魅力を発信するテレビ広報番組等を制作放送（「好き積もる、高知。」、「おはようこうち」） | 債務負担行為額
54,480千円 |
| ○ 医療費の公費負担分について、必要経費を追加（精神通院医療、指定難病等） | 454,858千円 |

※ 国の経済対策に係る補正予算への対応については、別途検討中 など

12月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 7 年 度			前年度12月補正後	前年度12月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一 般 財 源	327,745,055	2,183,607	329,928,662	326,263,928	1.1
県 税	70,918,454	191,182	71,109,636	67,793,441	4.9
地方消費税清算金	38,439,057		38,439,057	36,747,985	4.6
地 方 譲 与 税	16,896,994		16,896,994	15,030,285	12.4
地 方 交 付 税 等	181,259,000	1,376,084	182,635,084	181,922,000	0.4
(うち臨時財政対策債)				(605,000)	皆減
財 調 基 金 取 崩 ア	7,169,019		7,169,019	9,005,146	△ 20.4
そ の 他	13,062,531	616,341	13,678,872	15,765,071	△ 13.2
(2) 特 定 財 源	149,883,490	433,996	150,317,486	176,219,345	△ 14.7
国 庫 支 出 金	68,858,695	365,525	69,224,220	80,357,934	△ 13.9
県 債	47,851,300		47,851,300	61,037,300	△ 21.6
(うち行政改革推進債・退職手当債) イ	(3,000,000)		(3,000,000)	(3,000,000)	
減債基金(ルール外分)等 ウ	3,392,890		3,392,890	4,555,521	△ 25.5
そ の 他	29,780,605	68,471	29,849,076	30,268,590	△ 1.4
総計 (1)+(2)	477,628,545	2,617,603	480,246,148	502,483,273	△ 4.4

財源不足額 (ア+イ+ウ:再掲)	13,561,909		13,561,909	16,560,667	△ 18.1
------------------	------------	--	------------	------------	--------

歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 7 年 度			前年度12月補正後	前年度12月比増減
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)	(D)	(C-D)/(D)
(1) 一般行政経費等	384,480,729	2,617,603	387,098,332	378,944,509	2.2
人 件 費	110,534,214	2,035,513	112,569,727	115,386,521	△ 2.4
扶 助 費	12,377,761	454,858	12,832,619	12,333,371	4.0
公 債 費	69,270,901		69,270,901	68,574,140	1.0
そ の 他	192,297,853	127,232	192,425,085	182,650,477	5.4
(2) 投 資 的 経 費	93,147,816		93,147,816	123,538,764	△ 24.6
(補助)普通建設事業費	55,179,306		55,179,306	83,725,405	△ 34.1
(単独)普通建設事業費	31,478,766		31,478,766	33,023,016	△ 4.7
災 害 復 旧 事 業 費	6,489,744		6,489,744	6,790,343	△ 4.4
総計 (1)+(2)	477,628,545	2,617,603	480,246,148	502,483,273	△ 4.4

(※)公債費は、減債基金への積立てを考慮した金額としている

新 ①春野総合運動公園管理運営委託料 【債務負担(R8~R10)24,912千円】

3,794千円
[公園上下水道課]

新設する屋内運動場（ブルペン、テニスコート）の供用に向けて、管理運営に必要となる経費を追加

指定管理者：（公財）高知県スポーツ振興財団
補正内容：新屋内運動場の清掃費用や電気、水道使用料 など
スケジュール：R8.2月から供用開始



屋内運動場完成予想図

②客船受入等業務委託料 【債務負担(R8)228,291千円】

[港湾振興課、国際観光課]

高知港等に寄港するクルーズ船の受け入れの際に、歓迎行事の開催や臨時観光案内所の設置等を実施

委託先：民間事業者
委託内容：歓迎行事の開催、市街地までのシャトルバスの運行、はりまや橋観光バスターミナル臨時観光案内所の設置 など

③消防防災ヘリコプター運航等委託料 【債務負担(R8~R12)3,254,378千円】

[消防政策課]

本県が保有する消防防災ヘリコプター（2機）の運航及び整備を実施し、安定的な運航体制を確保

委託先：民間航空会社
委託内容：消防防災ヘリコプターの運航及び機体の整備業務



④番組制作放送等委託料 【債務負担(R8)54,480千円】

[広報広聴課]

高知で暮らすことの魅力を発信する番組「好き積もる、高知。」と、県の施策を紹介する番組「おはよううち」の制作放送等を実施

委託先：県内民放テレビ局、広告代理店
委託内容：県広報番組の制作放送等



⑤医療扶助費（精神通院医療、指定難病等） 454,858千円

[障害保健支援課、健康対策課]

精神疾患や指定難病等に係る医療費の公費負担分について、必要経費を追加

精神通院医療分	240,554千円
指定難病等分	214,304千円